

予 第 135 号  
平成 22 年 10 月 1 日

本 庁 各 部 局 長  
議 会、 監 査 委 員 及 び  
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長  
各 広 域 振 興 局 長 } 様

岩手県副知事 宮 館 壽 喜

平成 23 年度の予算編成について（通知）

国の平成23 年度予算については、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月27日閣議決定）において、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の見直しによる予算の構造改革が不可避であるとしており、今後、歳入歳出両面にわたる制度改正や徹底した見直し等が予想されるところです。

本県においては、「希望郷いわて」の実現に向けた様々な取組みを行っているところですが、依然として、地域経済や雇用情勢等、県民生活を取り巻く厳しい状況が続いています。

また、国の「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）の『中期財政フレーム』においては、平成23年度から25年度まで、地方の一般財源の総額については、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされましたが、国の要請に沿って行ってきた経済対策等に伴い発行した県債の償還が、今後数年間かけて償還ピークに達すること、平成28年度に開催が予定されている本県での国民体育大会の準備等のため、多額の財政需要が発生していること、また、主要3基金の残高が大きく減少していることなどから、本県の財政運営は、これまでも増して厳しい局面を迎えることが見込まれます。

こうした財政状況の中、平成23 年度予算は、安定的な財政運営を行うため、今後の中期的な財政見通しを踏まえつつ、より踏み込んだ歳入確保・歳出削減策の実行など、不断の行財政改革を進めながら、「いわて県民計画」を着実に推進する予算として編成する必要があります。

したがって、来年度の予算編成に当たっては、このような財政環境を踏まえ、あらゆる手段により歳入確保の取組みを進める一方、政策評価結果等を踏まえ、事業効果、効率性等を検証し、歳出の徹底した見直しを行うとともに、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、一層の「選択と集中」を進め、更なる創意と工夫をこらすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めてください。

また、今後の地域主権改革の動向を十分注視するとともに、適時適切に予算編成に反映させてください。

つきましては、平成23年度の予算編成に当たっては、次の事項に十分留意されるよう、

通知します。

## 記

- 1 財政運営の健全化を推進するため、中期的な財政見通しの下に、より徹底した歳入の確保及び歳出の削減など、不断の行財政改革に取り組むこと。
- 2 歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる手段により歳入確保を図る観点から、地方交付税や県税収入など一般財源の確保に努めるとともに、使用料・手数料の見直し、未利用資産の処分、収入未済額の解消など、積極的に歳入確保に努めること。
- 3 歳出については、歳入に見合った規模となるよう、引き続き歳出の抑制を図るとともに、「政策の選択と集中による行財政資源の配分」が可能となるよう、政策的な経費については、全庁的な調整の下、政策の重点化を図ること。
- 4 国の経済対策により造成した基金を適切に活用し、果敢な事業展開と一般財源の節減を並行すること。
- 5 平成23年度の施策の企画立案に当たっては、次の点に配慮すること。
  - (1) 「いわて県民計画」を着実に推進する観点から、政策評価や事務事業評価の過程で分析、検証した内容を十分に活用し、その結果を踏まえつつ、より戦略的に検討を進めること。
  - (2) 地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、広域振興局等との協議・調整を十分に図り、県政懇談会における提言等、県民・現場のニーズについても的確に把握したうえで、事業を検討すること。
- 6 公共事業については、「いわて県民計画」に掲げる「いわてを支える基盤の実現」としての観点から重点化を図ること。
- 7 予算要求に当たり、留意すべき事項は、次のとおりであること。
  - (1) 当初予算は、諸般の情勢を考慮し、義務的経費及び経常的に要する経費を中心とした骨格予算とし、新規又は政策的な経費については、原則として6月補正予算として編成するものとする。

なお、骨格予算とはするものの、現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、経済対策等国の状況等を考慮し、緊急性・必要性の高い事業については適切に対処するものとする。
  - (2) 予算要求に当たっては、要求・調整基準を設定するので、所管の予算について部局内で十分検討、調整を行い、年間を通じて適切かつ円滑な執行が確保されるよう配慮すること。
  - (3) 「政策等の評価に関する条例」に基づき実施した政策評価における「課題と今後の方向」について、十分に議論、検討のうえ、評価結果を踏まえ、政策の優先度に応じた重点化を図るとともに、効果・効率性についても配慮すること。
  - (4) 全ての事務・事業の見直しにより、効果の低い事業は廃止するなど、施策や事業の

徹底した見直しを行うと共に、新規事業に要する経費については、財源を振り替え対応するよう努めること。

- (5) 近年、予算の繰り越しや不用額が多額になっていることから、予算調整に当たっては、事業毎に年度内に執行可能な事業量を十分に検討のうえ、多額の繰り越しや不用額が生ずることがないように特に留意すること。
- (6) 部局横断的な行政課題については、総合的・横断的な推進を図るため、あらかじめ関係部局において関係する施策の協議・調整を行い、当該施策の機能分担と体系化を図ること。